

今回のテーマ

●個人型DC(iDeCo)の年単位化について①

平成30年1月より、掛金の年単位拠出が可能となります。そこで今回はそのポイントをまとめます。

●掛金の年単位拠出について

毎月定額の掛金を拠出する方法の他に、年1回以上、任意に決めた月にまとめて掛金を拠出することが可能となります。

前年12月分の掛金から11月分までの掛金(実際の納付月は1月～12月)の拠出期間を1年として考えます。



各拠出区分の最後の月の翌月に掛金を納付します。

〔例〕拠出区分：4月～6月 ⇒ 7月26日納付

※前納することは出来ません。

●拠出限度額について

加入対象	条件	掛金上限
自営業者		月68,000円 (年81.6万円)
一般企業の従業員	他の企業年金なし	月23,000円 (年27.6万円)
	企業型DCに加入	月20,000円 (年24.0万円)
	確定給付企業年金に加入	月12,000円 (年14.4万円)
公務員		月12,000円 (年14.4万円)
専業主婦(夫)		月23,000円 (年27.6万円)

■当資料は確定拠出年金の運営管理機関である岡三証券が取扱う確定拠出年金向け商品を紹介するためのものであり、金融商品取引法（昭和23年法第25条）に基づく開示資料ではありません。■当資料は、委託会社の運用データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■保険商品は、債券など値動きのある証券等に投資しますので、所定の解約控除（市場価格調整）を適用することがあります。この場合、控除後の解約払戻金が元本（払込保険料相当額）を下回ることがあります。

平成29年12月18日

●年単位拠出の設定例

拠出区分を「12月～5月」・「6月～11月」に設定した第1号加入者の場合を例示します。

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
上限	68,000円	68,000円	68,000円	68,000円	68,000円	68,000円	408,000円
下限	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	30,000円

Diagram showing contribution periods: 12月～5月 (orange arrow) and 6月～11月 (red arrow). A blue circle highlights '30万円 拠出' in June.

6月の掛金限度額は

上限・・・68,000円×6ヶ月分＝408,000円

下限・・・5,000円×6ヶ月分＝30,000円

6月に30万円を拠出した場合、上限まで108,000円余りがありますので、「6月～11月」に繰り越せます。

※翌年に繰り越すことは出来ません。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
上限	68,000円	68,000円	68,000円	68,000円	68,000円	68,000円	516,000円
下限	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	30,000円

Diagram showing contribution periods: 6月～11月 (orange arrow) and 12月～5月 (red arrow). A blue circle highlights '108,000円 繰越' (carryover) in June.

●年単位拠出申込時の注意点

① 年間の拠出計画の届出が必要

毎月、定額の掛金拠出をしていただくのが基本的な取扱いとなりますので、事前に「加入者月別掛金額登録・変更届」を提出する必要があります。

② 11月分(12月納付)は必須

1年間で任意に拠出区分期間を設定できますが、11月分の拠出を0円に指定することはできません。

③ ドルコスト平均法のメリットを活かせない

価格変動のある商品を決まったタイミングで一定額買い付けるとドルコスト平均法により、平均購入単価を下げることが出来ます。

年単位拠出により買付回数が減り、分散効果を失うことにより、一時の相場水準の影響を受けやすくなり、高値づかみとなる恐れもあります。